Honda Total Care　会員規約

本田技研工業株式会社

第１章　総則

第１条（定義）

本会員規約（以下「本規約」という。）において利用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

（１）Honda：本田技研工業株式会社

（２）Honda 販売会社：Honda の四輪自動車の正規取扱事業者

（３）会員：Honda Total Care 会員

（４）会員登録車両：会員が本サービス提供を受けるため、登録した会員本人又はその同居の親族が所有する四輪自動車その他 Honda が承諾した四輪自動車

（５） My ディーラー：会員が会員登録車両 1 台ごとに設定した Honda 販売会社の販売店。ただし、販売店によっては設定できない場合があります

（６）本サービス：本規約に基づき、Honda が会員に提供するサービスの総称である Honda Total Care

（７）基本サービス：本サービスのうち、全会員が提供を受けることが可能なサービスであり、本規約においてその詳細を定める

（８）オプションサービス：本サービスのうち、会員が基本サービスとは別に提供を受けることを希望したサービスであり、各サービスの規約においてその詳細を定める

（９）各サービス規約：オプションサービスの詳細を定めた規約

（１０）会員サイト：Honda が製造・販売する四輪自動車を会員登録車両として登録した会員に対し、Honda が個別に提供する Web ページ及びアプリケーション

（１１）ロードサービス：路上等における故障車等の救援業務をいう

（１２）Honda Total Care 緊急サポートセンター：会員が本規約に基づいてロードサービス取次ぎの要請やカーガイドを利用する場合に、窓口となる Honda 運営のコールセンター

第２条（本規約の適用範囲）

本規約は、本サービスを会員が利用するに際しての一切に適用されます。なお、各サービス規約と本規約との間に矛盾が発生した場合には、各サービス規約が優先されるものとします。

第３条（本規約の変更）

Honda は、会員の了承を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この

場合、Hondaが本規約の変更内容をHonda Total Careのホームページ（http://www.honda.co.jp/hondatotalcare/）に公開し、同ホームページ上で効力発生日と定めた日をもって、当該変更の効力が発生します。

第２章　会員

第４条（会員登録申込み）

１．会員への登録申込みは、本規約を承認のうえ、お客様本人（法人又は官庁の場合には、正当な権限を有する担当者）がHonda販売会社において、氏名（法人又は官庁の場合には、その名称)、会員登録車両の情報、その他必要な事項を書面又は電子的な方法で記入することによって行われるものとします。

２．会員から別段の申し出がない限り、会員のMyディーラーは、会員登録の申込みを行ったHonda販売会社の販売店とします。

３．会員登録の有効期間は、本サービスへの申込日からHondaが本サービスの提供を終了する（会員が自ら退会手続きを行うか第１１条の定めによって会員登録を取り消された場合を含みます）までとします。

第５条（会員登録の成立）

１．Hondaは、前条の申込み後に必要な審査・手続きを行い、次条に定める欠格事由がないと判断する場合、入会の承諾を通知します。この入会承諾の通知が到達した時点をもって、会員登録が成立するものとします。

２．会員は、会員登録申込み時点で、本規約の内容を承認し、本規約が本サービスの一切に適用されることを承諾のうえ、会員登録を申し込みます。

３．Hondaが提供するインターナビ・リンクの会員（インターナビ・リンク プレミアムクラブ会員を含みます）であるお客様において、本サービスの会員登録が成立した場合、会員登録の成立と同時に、当該会員はインターナビ・リンク会員としての地位を喪失する。(インターナビ・リンクにおいてHondaが提供するサービスは、本サービスにおいて、基本サービス又はオプションサービスのインターナビ・プレミアムクラブサービスに含まれております。また、インターナビ・リンクの会員時に登録した情報は原則として本サービスの会員登録成立後も引き継ぐことができますが、Honda販売会社を経ずに登録した車両については、引き継ぐことができません。）ただし、本サービスの申込み時点でHondaのロードサービスであるQQコールの会員であり、かつ、次の各号に該当する場合には、QQコールのサービスに必要な範囲内で、インターナビ・リンクの会員としての地位が継続するものとします。

（１）会員が法人（官庁を含みます）である場合

（２）会員がプレミアムケア又はプレミアムケアフレックスの加入者である場合

（３）オプションサービスの Honda JAF ロードサービスに申し込まず、QQ コールのサービス継続を希望する個人の会員

第６条（会員登録の拒否）

Honda は、会員登録の申込みをされたお客様が次のいずれかにあたる場合、会員登録を拒否することができるものとします。

（１）第１１条の定めるところにより、過去に会員資格の取消しを受けたことがある場合

（２）会員登録の申込みに際して、虚偽事実の記入または重大な記入漏れがある場合

（３）未成年者であって法定代理人の同意を得ない申込みである場合、成年被後見人であって成年後見人による申込みでない場合、被保佐人であって保佐人の同意を得ない申込みである場合、又は登録申込みを単独で行うことが認められない被補助人であって補助人の同意を得ない申込みである場合

（４）第２２条１項の規定に反する事実が認められる場合又は同条第２項の規定に違反する行為を行っていることが認められる場合

（５）過去に Honda または販売会社との間で信頼関係を著しく害するような行為を行っていた場合

（６）その他 Honda が会員登録を不適当と判断する場合

第７条（会員番号及び ID 及びパスワード）

１．Honda は、会員に対し、第５条に定める入会承諾の通知とともに、本サービスの会員番号を付与します。会員サイトを利用することができる会員は、自らの責任で、会員番号と合わせて付与される仮 ID 及び仮パスワードにより会員サイトにログインし、会員サイト利用の本登録を完了させるものとします。

２．会員は、会員番号、ID 及びパスワードの管理及び使用について責任を負うものとします。会員番号、ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正利用等による損害については、Honda は一切の責任を負わないものとします。

第８条（会員情報の変更）

１．会員は、住所、電話番号、会員登録車両その他本サービスに関して Honda に届け出ている事項に変更があった場合は、Honda が指定する方法により速やかに変更の届出をしなければなりません。

２．会員は、婚姻による姓の変更その他 Honda が承認した場合を除き、登録した氏名の変更を行うことはできません。

第９条（My ディーラーの変更）

１．会員は、My ディーラーの変更を希望する場合、Honda が指定する方法により届け出る

ものとします。

２．前項に基づき、会員が My ディーラーの変更を届け出た場合、Honda 又は届出時点での当該会員の My ディーラーから、変更後の My ディーラーに対して、第１２条に定める会員情報を引き継ぎます。なお、その場合であっても、会員が変更前の My ディーラーとの間で締結していた契約やサービス内容に関する合意は、変更後の My ディーラーには引き継がれません。

３．Honda は、会員が登録する My ディーラーが Honda 販売会社の販売拠点でなくなった場合、または、My ディーラーとして不適切と Honda が判断した場合に、その旨を会員に通知します。会員は、当該通知があった後、新たな My ディーラーを選択し Honda に申し出るものとします。なお、会員が新たな My ディーラーを選択しない場合、Honda が自らの判断で新たな My ディーラーを設定することがあります。

第１０条（退会手続き）

１．会員は、本サービスからの退会を希望する場合、Honda が指定する方法により申し出るものとします。また、会員は、インターナビ・プレミアムクラブ対応カーナビ本体、インターネット端末に登録又は記録された会員の個人情報及びその他情報の消去を会員自身の責任において行うものとします。

２．Honda は、会員から前項の申し出があった場合、Honda の持つ当該会員の個人情報を削除し、または、その利用を停止します。

第１１条（会員登録の取消し）

Honda は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの通知または催告もせず、会員登録を取り消すことができます。

（１）本規約又は各サービス規約のいずれかに違反した場合

（２）会員番号、ID またはパスワードを不正に使用した場合

（３）会員登録後に第 6 条の会員登録拒否事項に該当することが判明した場合、又は、会員登録後に第 6 条の会員登録拒否事項に該当するにいたった場合

（４）本サービスの妨害行為その他 Honda 又は Honda 販売会社との信頼関係を著しく害する行為を行った場合

（５）本サービスの提供を受けることができないと合理的に判断できる状態が一定期間経過した場合

（６）第２２第１項の規定に反する事実があった場合又は同条第２項の規定に違反した行為を行った場合

第１２条（個人情報等の取扱い）

１．Honda は、会員が本サービスの申込み、変更届による届出、及び本サービスの利用によ

り Honda に提供する氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス等の情報（以下、「個人情報」といいます。）並びに会員登録車両に関する情報、自動車保険に関する情報、会員登録車両の走行距離、走行軌跡（緯度経度及び時間を含みます）、区間所要時間、警告灯表示に関する情報、走行状況に関する情報等（以下、総称して「会員登録車両情報」といい、個人情報と会員登録車両情報をあわせて「会員情報」といいます。）を以下の目的で利用します。

（１）本サービスの実施及び提供
（２）本サービスの改良に関するお知らせ
（３）本サービスに関連するアフターサービス、市場調査、商品開発等について、会員サイト、書面、電話、電子メール等によるご案内
（４）Honda が取り扱う四輪自動車・二輪自動車・汎用製品等（以下、「Honda 商品」といい、用品・部品等を含みます。）及び Honda が提供する各種サービス（以下、「Honda サービス」といいます）の情報提供
（５）Honda 商品や Honda サービスに関するアンケート調査
（６）Honda 商品や Honda サービスの企画、開発及び品質改善
（７）本サービスに必要な会員との連絡
（８）統計的に処理したうえでの分析
（９）Honda 及び Honda 販売会社からのメンテナンス時期のご案内、キャンペーン時期、店舗に関するお知らせ、広告等の配信

２．Honda は、前項に定める利用目的のため、Honda が本サービスに関する業務を委託している者に対し、会員情報を預託します。
３．Honda は、会員が設定した My ディーラーを運営する Honda 販売会社及び別途会員が申し出た Honda 販売会社の販売店との間で、会員情報を共同利用します。
４．Honda は、一般社団法人日本自動車連盟との間で、会員情報を共同利用します。
５．前二項に定める会員情報の共同利用は、次の内容により行います。
共同利用目的：各共同利用者の関係する本サービスを会員に対して円滑に提供する
共同利用項目：氏名、性別、本サービスの会員番号、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、会員登録車両情報、設定されたＭｙディーラー、Honda JAF ロードサービスの加入に関する情報
管理責任者の名称：本田技研工業株式会社
６．Honda は、会員がインターナビ・プレミアムクラブサービス又はインターナビポケットを利用する場合、車両情報の一部をインターナビ・プレミアムクラブサービスの対応カーナビまたはインターネット端末から取得し、インターナビ情報センターに自動送信されることを会員は予めこれを承諾します。
７．Honda は、官公庁、公共団体、一般企業等へ交通環境・車両動態分析等に係る調査結果等を提供することを目的とし、前項に基づき、インターナビ・プレミアムクラブサー

ビスの対応カーナビまたはインターネット端末から Honda に対し送信された車両情報を個人の識別ができないよう統計的に処理したうえで、提供することがあります。

８．Honda は、本サービスの効果的な運用のため、会員のアクセス履歴および利用状況の調査などの目的で、会員が本サービスのサーバーにアクセスする際の IP アドレスに関する情報、クッキー（Cookie）および Web ビーコン（クリア GIF)、携帯電話端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号などを使用することがあります。会員は、自ら使用するブラウザを設定することにより、クッキーの受取を拒否し、クッキー受取時の警告の表示をし、または Web ビーコンを拒否することができます。ただし、会員がクッキーの受取を拒否した場合、Honda は、本サービスの一部または全部のサービスを会員に対し提供できない場合があります。

第３章　サービス

第１３条（基本サービスの内容）

１．本規約に基づき会員が利用できる基本サービスの内容は、本規約添付の【別紙】のとおりとします。ただし、My ディーラーによっては、一部のサービス提供ができないことがあります。

２．Honda は、基本サービスを会員に対し無償で提供します。

第１４条（ロードサービスに関する注意事項）

１．レッカーによる牽引の過程で、車両の車体等に損害等が生じる可能性が予測される場合､その損傷等につき Honda 及びロードサービス実施業者を免責とする趣旨の書類に、会員の署名をいただく場合があります。

２．My ディーラー又は最寄りの Honda 販売会社の販売店への搬送手配サービス（以下､「搬送手配サービス」という｡）を提供した後に、搬送手配サービスの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべて会員の負担となります。

３．搬送手配サービス実施において、必ず事前に会員本人が Honda Total Care 緊急サポートセンターへ連絡をするものとし、当該事前連絡がない場合、搬送手配サービスを適用しないものとします。また、会員本人がロードサービス現場にいることが、搬送手配サービスを適用する条件となります。

４．搬送手配サービスの実施時に、本人確認、及びその他必要な事項を確認するため、会員証、自動車検査証又はその他必要な書類の提示を求める場合があります。

５．搬送手配サービスの実施において、サービスの実施対象車両が、車検切れ車両、不正改造車及び正規のナンバープレートのない自動車である場合は、Honda Total Care 緊急サポートセンター又はロードサービス現場において、搬送手配サービスのご利用をお断りすることがあります。

第１５条（機器・通信費等）

本サービスを受けるために必要な機器・インターネット環境は、会員が自らの責任と費用で用意するものとします。また、本サービスを利用するための通信料及び接続料は、会員の負担とします。

第１６条（知的財産権）

１．本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権その他の一切の知的財産権及びこれらの登録を受ける権利（以下、「知的財産権」といいます。）は、Honda 又は Honda がライセンスを受けているライセンサーに帰属します。

２．会員は、Honda からの許諾がある場合を除き、本サービスから得られる一切の情報、画像等について、著作権法に定める個人の私的利用その他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの全部又は一部の利用、転載、複製、配布、改変等をすることはできません。

３．本サービスの利用に関して、会員と第三者の間で知的財産権に関する紛争が生じた場合は、会員は、自己の責任と費用において紛争を解決するものとし、Honda は一切の責任を負いません。

第１７条（本サービスの一時停止・廃止）

１．Honda は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することがあります。

（１）本サービスの提供に必要なシステムの保守点検または更新の場合

（２）火災、停電、天災などの不可抗力により本サービスの提供が困難な場合

（３）その他、不測の事態により Honda が本サービスの提供が困難と判断した場合

２．Honda は、事前に Honda Total Care のホームページ（http://www.honda.co.jp/hondatotalcare/）で公開することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。

３．Honda は、前二項の本サービスの一時停止・廃止によって会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、いかなる責任も負いません。

第１８条（本サービスの提供エリアおよび提供言語）

本サービスの提供は、日本国内のエリアとし、日本語のみの対応とします。

第４章　一般条項

第１９条（遵守事項）

会員は、本サービスを利用するにあたって、以下の事項を行ってはなりません。

（１）本規約に違反する行為

（２）他人になりすまして本サービスを利用する行為

（３）他のお客様、第三者もしくは Honda の商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為

（４）本サービスを提供するコンピュータに保存されているデータへ不正アクセスする、又はこれを破壊もしくは破壊するおそれのある行為

（５）本サービスの運営を妨害する行為、その他本サービスに支障を来すおそれのある行為

（６）本サービスを使用した営業活動並びに営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用

（７）他の会員の個人情報を収集、蓄積すること、又はこれらの行為をしようとする事。

（８）公序良俗に反する行為及びその他国内外の法令に反する行為。

（９）その他 Honda が不適当と判断する行為。

第２０条（会員と第三者間の紛争）

会員の責めに帰するべき事由により会員が本サービスの利用に際して他の会員やその他の第三者に損害を与えた場合には、Honda は一切の責任を負わず、会員は自らの責任と費用を以って損害を賠償しなければなりません。

第２１条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本規約に基づく権利、義務及び会員としての地位の全部又は一部を第三者に移転したり、第三者のために担保に供したりしてはなりません。

第２２条（反社会勢力等の排除）

１．会員は、本サービスの登録申込み時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者（会員が自然人である場合は、自身）が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約します。

２．会員は、自ら又は第三者を利用して、本サービスに関して次の行為をしないことを約します。

（１）Honda、Honda販売会社及び会員への本サービス提供に関係する者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いてHonda、Honda販売会社又は会員への本サービス提供に関係す

る者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第２３条（損害賠償）

１．本サービスの利用に際し、会員の責めに帰すべき事由により会員が被った損害について、Honda は一切責任を負いません。

２．Honda は、会員が本規約に違反した場合、または、第１１条の規定に従って当該会員の登録を取り消した場合、会員に対して損害の賠償を請求することができます。なお、当該取消しによって会員に損害が発生した場合であっても、Honda はこれを賠償する責を負いません。

第２４条（規約の有効性）

１．本規約又は各サービス規約の一部の規定が、法令に基づいて無効と判断されても、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。

２．本規約又は各サービス規約の一部の規定が、ある会員との関係で無効となり、又は取り消された場合であっても、その他の会員との関係では有効とします。

第２５条（専属的合意管轄）

本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

(付則)本規約は２０１６年１２月１日から発効します。

２０１６年１２月１日　制定

２０１６年１２月１２日　一部改定

２０１７年３月１３日　一部改定

【別紙】

会員に対して提供される基本サービスの内容は、次のとおりとします。

１．会員サイトで提供されるサービス

（１）ドライブプラン、Honda 販売会社に関する情報の提供サービス

（２）Honda Total Care 緊急サポートセンターへの簡易連絡サービス

会員から Honda Total Care 緊急サポートセンターに直接連絡することができます。なお、このサービスは、Honda Total Care のアプリケーションでのみ利用できます。

（３）My ディーラーへの点検予約サービス

登録した My ディーラーに点検の予約をすることができます。

（４）会員登録車両のメンテナンス情報提供サービス

①会員登録車両の総走行距離、経過期間をもとに計算し、メンテナンスの時期、部品交換の時期の到来を Honda 又は Honda 販売会社から会員に提供します。

②会員は、四輪自動車に起こっている事象から想定される不具合とそれに対するアドバイスを調べることができます。

（５）道路交通情報サービス

日本道路交通情報センター、VICS センター、及びインターナビ情報センターが独自に収集した道路交通情報を会員からの要求に応じて提供します。

（６）その他のコンテンツの提供サービス

※本規約第５条(３)により QQ コール会員としての地位が継続される会員については、(２)のサービスは、QQ コールのコールセンターへの簡易連絡サービスとなり、プレミアムケア又はプレミアムケアフレックスの加入者である会員については、プレミアムケア会員専用サポートデスクへの簡易連絡サービスとなります。

※（３）のサービスは、My ディーラーによってはご利用になれない場合があります。

※(３)のサービスにおいて、予約した点検の取消し又は変更は、My ディーラーに直接　ご連絡ください。

※（４）のサービスは、車種別のアドバイスはございません。

※（５）のサービスのうち、一部は、オプションサービスのインターナビ・プレミアムクラブサービスに登録された会員のみ利用可能です。

２．ロードサービスの取次ぎ

（１）ロードサービスの提案

Honda が会員からの要求に応じ、会員情報を基にした適切なロードサービスを提案します。

（２）My ディーラー又は Honda が指定する最寄りの販売店への搬送手配サービス

会員が乗車する車両（会員登録車両に限られません）において、車両が走行不能となった場合、会員の希望に応じてMyディーラー又は走行不能となった地点からHondaが指定する最寄りの販売店（以下、「指定搬送先」という。）までHondaの指定するロードサービス実施業者が搬送距離無制限で無償で搬送します。このサービスは指定搬送先での修理又は車両の購入が条件となり、それ以外の場合は会員に実費をご負担いただきます。

※（１）のサービスにおいて、Hondaに提供いただいた会員情報に不足や誤りがあった場合や、登録した会員情報の変更が適切になされていなかった場合、適切なロードサービスのご提案ができない場合があります。
※（２）のサービスは、法人（官庁を含みます）の会員は利用することはできません。
※（２）のサービスは、車両や周辺道路の状況によって、実施できない場合があります。
※（２）のサービスの利用に関して、利用回数の制限はありません。
※ 走行不能とは、車両が事故や故障により、自力で移動することができない状態、法令により走行してはいけない状態をいいます。
※（２）のサービスにおいて、Hondaが指定する最寄りの販売店とは、会員が乗車する車両が走行不能となった半径30km以内のHonda販売会社の販売店、もしくは半径30km以内にHonda販売会社の販売店がない場合は、現場から最も近いHonda販売会社の販売店を言います。
※（２）のサービスを利用の際、指定搬送先が営業時間外等の事由により入庫ができない場合は、指定搬送先での修理又は車両の購入を条件として、入庫が可能になるまでの期間（例. 搬送先の営業開始日まで）、Hondaが搬送した車両を無償で保管いたします。ただし、会員が指定搬送先以外への搬送を希望された場合には、会員に実費をご負担いただきます。
※（２）のサービスにおいて、Hondaが指定する最寄りの販売店への搬送後に、修理前においてHondaが必要と認めた場合は、Myディーラー又は、現在の搬送先とは別のHondaが指定する最寄りの販売店に無償で搬送いたします。ただし、Myディーラー又は、現在の搬送先とは別のHondaが指定する最寄りの販売店での修理又は車両の購入が条件となり、それ以外の場合は会員に実費をご負担いただきます。なお、Hondaは、会員に負担いただく実費に係る債権について、株式会社ホンダファイナンス（以下、「ホンダファイナンス」といいます。）に譲渡することとし、会員はこれを承諾したものとします。また、Hondaは、当該譲渡債権の管理・回収に必要な範囲で会員の個人情報をホンダファイナンスに提供し、会員はこれに同意するものとします。
※（２）のサービスの対象車両は、会員が乗車する四輪自動車のみとなります。
ただし、四輪自動車であっても、ロードサービス実施業者が定める対応外車両は除きます。

※（２）のサービスにおいて、指定搬送先での修理又は車両の購入とは、走行不能となった日から６ヶ月以内に修理又は購入した車両の納車が完了することを言います。ただし、この期間を過ぎた場合であっても、Honda が特別に認める場合には、このサービスを適用します。

※（２）のサービスを利用の際、本サービスの無料の範囲内であっても対応したロードサービス実施業者によってはお客様に費用を立て替えていただく場合がございます。その場合、走行不能となった日から６ヶ月以内に、立て替えていただいた費用や内容が分かる領収証及び指定搬送先での修理又は車両の購入が完了したことを証する書面をご提出いただき、Honda に申告いただくことで返金いたします。ただし、この期間を過ぎた場合であっても、Honda が特別に認める場合には、返金をいたします。

※（１）、（２）のサービスは、ロードサービス実施業者が出動可能な地域や条件に限ります。

３．カーガイド

Honda Total Care 緊急サポートセンターにおいて、Honda の四輪自動車の操作方法を説明します。Honda の四輪自動車以外については、対象外とします。